

講座日本文学

3

中古編Ⅰ

講座

日本文学
3

中古編
I

全国大学国語国文学会監修

三省堂



N.D.C. 分類番号 910

A 5 判 総ページ 304

講座 日本文学 3

中古編 I

定価 580 円

昭和43年12月20日 初版発行

©
監修者 全国大学国語国文学会
代表 久松 潜一

発行者 株式会社 三省堂
代表者 小倉 正風

東京都千代田区神田神保町1の1
発行所 株式会社 三省堂
電話東京 (293) 3441 (大代表)
振替口座 東京 54300

(講座日本文学3)

文学講座について

日本文学の研究は進んで来たが、これを発表するには學術雑誌の論文という形態が中心をなしている。これは自然科学の研究の場合と同様である。しかしそれがある段階で研究をまとめる意味で論文集ともなる。また学界に於ける研究の到達した水準をある段階で日本文学講座という形でまとめることも広く行われている方法である。日本文学講座としては早く新潮社日本文学講座があり、改造社の日本文学講座もあり雄山閣の國語國文学講座がある。そうして岩波書店の日本文学講座に到ってその内容も一段と高くなり、当時至り得た日本文学研究を集成し得た感があつた。戦後になって日本文学講座も一、二出で、河出書房の日本文学講座、岩波書店の日本文学史講座など新しい研究が発表されたが、日本文学の研究はその後進展してやまない。新しい資料が発掘され、各古典の本文批評も行われ、注釈書も種々現れている。それとともに文学批評や文学史研究も盛んである。

文学講座では中心になるのは文学史研究である。文学史はある意味で文学研究の綜合されたもので、文学の理論や文学批評と歴史的研究とが綜合されている。文学史は文学の史的展開であり、その点では文化史の一分野であるが、然し文学である限り、その評価の基準に於て美意識や美的理念を重んじねばならない。史的展開の叙述であると言つても事実の羅列にとどまらず、それを統一組織づける規準がなければならぬからである。

この講座では時代別に扱うのであるが、史的区分として上代、中古、中世、近世、近代という区分を行うことにな

っている。それに総論の意味で日本文学の諸問題や日本文学の周辺に関する問題を扱うことにし、更に別巻として日本文学の近代に於ける研究書を挙げて解説することになっている。研究書は明治以前にも多くあるが、明治以後は一層多くなっている。明治、大正期は文芸に関する雑誌は多くあったが、日本文学もしくは国文学の學術雑誌は少なかった。明治期の「歌学」という雑誌には当時の歌学、国文学に関する論文が多く収められているが余りながくつづかなかった。それについては「國學院雑誌」「帝國文学」「藝文」など挙げるべきであろうが、後の二は国文学に限らず広く各国の文学にわたっている。國學院雑誌は今に継続しているが、大正十二年の大震災以後に「國語と國文学」が発行され、ついで「國語國文の研究」が刊行され、それ以後、国文学の雑誌も種々現れ、国語、国文学に関する論文も多く発表されるに至った。

學術雑誌に発表される論文は研究の水準を示すべきものであろう。昭和二十年以後には各大学の紀要も多く出て、一層その研究の発表も盛んになった。それにとりもなつて国語、国文学の学会も多く設立され、それらの学会による研究発表も盛んになり、それだけ學問的に進んで来た。ただ専門はいよいよ分化され、論文も徹視的研究が多くなつた。精緻な論文が多いことは喜ばしいことであるが、一方で學問の全視野に於ける見通しをつけ、今日までに到達したものを統一的に集成する必要も生ずる。その集成の上で新しい創造も期待されるのである。

この「講座 日本文学」の刊行の意義もそのような点にあると信ずるのである。三省堂がこの講座を企画するに当り、全国大学国語国文学会が監修するに至つたのもその点にあるのである。

昭和四十三年九月

全国大学国語国文学会

代表 久松 潜 一

目次

平安貴族文学の始発

秋山 虔

1

平安初頭の文学

今井 源 衛

21

菅原道真とその時代

川 口 久 雄

43

古今集前後

藤 岡 忠 美

65

貫 之

池 田 勉

89

物語文学の成立と展開

石 川 徹

107

歌と歌物語

大津有一

161
(4)

女流文学の形成

鈴木一雄

181

後撰集から拾遺集へ

岸上慎二

205

公任

小沢正夫

253

枕草子

石田穰二

273

執筆者紹介

295

平安貴族文学の始発

秋
山
虔

一 平安文学の始発

平安遷都(延暦一三
七九四)という一つの政治史的事件によつて平安時代が開始するにしても、文学の平安時代は、一世紀おくれて古今集時代からはじまるとする見解もある。たしかに一つの文学史的時代から他の文学史的時代への推移には複雑な過渡期が、それ自体独自の形姿を呈しつつ存在するのが常である。政治史的な時期区分を、そのまま文学史の上におしあてることのできぬゆえんである。じつさい平安時代四百年を通観するならば、古今集の成立期、九・十世紀の交は、あらゆる点で最初の一面期と見なすことができるにちがいない。日本人の創造した仮名文字を使用することによつて、真に日本的心意の託される文学形式が確立したといえるのだから、それ以前の一世紀間は、より前時代からの過渡期と見ることも可能である。しばしば「国風暗黒時代」といわれ、その名称は今日なお通用しているのである。が、にもかかわらず、奈良朝から平安朝への転換は、文学史の転換にやはり内在的にかかわりあっていると考へても誤りではない。なぜか。文学——正確には、文字にかかれる文学と限定すべきであるが——が、ほかならぬ政治史上の変動の中心舞台である貴族官僚社会の成員を直接の荷い手としているからである。

いま七代七十年余の平城京時代から、長岡京を経て平安京の時代へと推移する経過を追うことはできぬが、文学をそこに開花させる精神基盤を想定するとき、平安新京の開始は、そこに前代からの明確な断絶が存すると考えられる。が、そのことは前代の文学を万葉集という大国民歌集で代表させ、この万葉文学に、前記のいわゆる国風暗黒時代の到来ということを対置して平安初頭一世紀を把握するという、何となく常識化している観点をそのまま単純に襲

つての見解では必ずしもない。もちろん万葉文学は、古代日本人の偉績として顕彰されるべきであり、そうした文学としての達成をふたたびかえらぬ昔日におしやる時代として平安時代はひらかれてくるのであるけれども、平面的にその間の断絶を云々する前に、万葉文学の位相を律令社会の文学史の全体像のなかに相対的に捕捉しておく視点が必要である。そのことについては専門家の細論に委ねるべきであろうが、この万葉集の成立にもっとも深く関与するのが大伴家持であったという一点はきわめて象徴的であった。日本建国以来、否天孫降臨の悠久このかた、禁衛たることを自任する名族の誇りを受け伝えた大伴氏の、律令国家の体制化のなかで衰弱していく運命を生きた家持は、さればこそ伝統的、あるいは反体制的を姿勢において自己の存在理由を自覚せざるをえなかった。しばしば「大伴氏」と藤原氏の」というシェーマの立てられるゆえんである。そうした家持の、さしての天稟なくしておのずから歌人として生きるほかなく、やがてその歌人たることを抛棄せざるをえなかった生涯は、自然に、かれと深くかわる万葉文学の文学史的立体像へとわれわれを誘い立てる。万葉文学は、同時代において、文学史の正統の座におるのではない。もちろんそのことは万葉集の国民文学としての価値評価とは別事、あるいは両者表裏の関係にあるというべきかもしれないが、いまは立ち入らない。

それはそれとして、しからばその同時代の正統の文学とは何か。いうまでもなく、近江朝にはじまり藤原朝を経て平城京時代を通じ、積極的な国策としての遣唐使の往還、帰化人の大量受け入れをパイプとする六朝・唐文化の摂取において開花した漢文学にほかならない。それは、律令制官僚国家の強化そのものが要請する官僚の晴れやかな実践として熟成する明確な足どりをもった。いま当面の平安時代初頭の文学史の出發は、そうした官僚貴族の正統文学を受け継ぎ、かつ前代と期を画する異様の殷盛において特徴づけられることを、まずおさえておかねばならないであろう。

「山城顛柴旧來伝 帝宅新成最可憐 郊野道平千里望 山河擅美四周連 冲襟乃眷八方中 不日爰開億載宮

新京樂平安
樂土万年春

壯麗裁規伝不朽 平安作号驗無窮」延暦十四年正月十六日、新京の經始をたたえるこの踏歌の詞章は、平安時

新年樂平安
樂土万年春

代の開始を語るのにしばしば引用されるのだが、いかにも美辞麗句すぎるこの美辞麗句は、それが唐音でうたわれた

ということも加えて、まさに平安新京の出発を象徴するのである。前年の遷都の詔には「此国山河襟帶、自然作山城。

因ニ斯形勝可レ制ニ新号」。宜改ニ山背国為中山城国」。又子來之民、謳歌之輩、異口同音号曰「平安京」。ともある

が、これらの詞句にもなみなみならぬ熱願がこめられているのであった。混乱した奈良宮廷の天武系皇統と絶縁し、その母系も百濟帰化民の出である和氏であるところの桓武天皇の、北家藤原氏と結んでの革新的な政治路線こそ、同じ帰化氏族秦氏の本拠地山背国に宮都を転出することができた。それは、もう一つの大事業東国経営とともに、前代の危機的な政局への対処であるとともに、それからの離脱であった。律令制集権国家の体制確立への意欲と遂行。この桓武の大事業こそ、平安四百年の基礎を確定したといつてよいが、同時にここで見ておきたいのは、その桓武天皇が、死にさきだつ三ヶ月前、延暦二十四年の歳晩の劇的な御前會議で、少壮の參議藤原緒嗣の、方今天下の苦の根源である軍事（東國）と造作（平安京建設）の停廢を請う建言を、ついに受諾せざるをえなかったことである。平安京の建設、また東国経営が、いかに国家社会全土の変容過程と結びついているか、社会経済史的に描くことは史家にゆずるほかはないが、いま平安京造営についていえば、それは十年を経過するも、国力ともなわずして未完成のまま抛棄されたことになる。桓武の胸中にどのような挫折感が渦巻いていたか推測の限りではないが、造宮使廢止ののちの平安京にこそ、まず絢爛と開花するのが、桓武の皇子たちの宮廷の、唐風一色の文化、文学でいえば漢文学にほかならない。そのような漢文学を正面から見るとは別に担当者が予定されている。ここでわれわれは、この漢文学新粧の土壤に裏面から一つの照明をあてることにしたいのである。

二 一つの照射——怨霊をめぐって——

いったい桓武新政の事蹟と切りはなしがたい、というより、桓武をして新時代を開拓する実践的天皇たらしめた、見のがすべからざる力源に、従然の天皇に見ることのできない怨霊の恐怖との葛藤という問題があるのでないか。これについていささか言及しようとするのは、それが単に桓武天皇の精神生活の側面にふれるという意味にとどまるのではない。そのことによって、桓武が平安時代の精神史に固有の課題を最初に荷った天皇である一面を明らかにするからでもある。

桓武王権は、光仁皇后井上内親王（聖武皇女）とその皇子他戸親王の無慚な死の上に出現した。かれが平安京を建てた理由はもちろん数々あげられるにしても、その心をせめたてるものに右の怨霊への恐怖があつたことは、従来も指摘されているが軽々に見のがせぬことであろう。井上皇后らの怨霊には重代の天武系皇統の幽魂もが背負われていたはずである。また新都長岡京の経営が十年にして挫折したもの、造宮使藤原種継の暗殺事件を契機とするが、事件に連坐して憤死した皇太弟早良親王の怨霊への恐怖を無視することはできない。天皇の後半生をつらぬく怨霊との葛藤をここで詳述することはできぬが、問題は、それが単に天皇個人の心事に局限されるのでない、一つの社会的公的課題であつたということにある。

いったい怨霊が人間の精神的あるいは肉体的な苦痛や不安の外部投影であるといつてしまえば歴史離れに墮する。それが客観的な社会的政治的心理の問題として公的にクロズアップしてくることに、桓武朝の平安時代的性格が存

するのであるといえよう。いま前代を顧みても、王権の維持、体制の強化の過程に、いかに多くの人々が憤死の運命をまぬかれなかったか。皇族に限定しても山背大兄王、古人皇子、有間皇子、大友皇子、大津皇子、長屋王……等々の顕著な人々の名が即座に思い起こされる。長屋王の怨霊が疫病の因となったという『日本霊異記』(中巻 第二話)の伝承など是有名であるけれども、しかしながらそうした人々の亡魂が、社会的な恐怖の対象となり公事として鎮謝された例を前代には見ないのである。頻繁な鎮魂の行事のすえに、延暦十九年、早良親王に崇道天皇の尊号を追贈し、井上内親王に皇后号を復し、その墓所を山陵に格上げせざるをえない経緯は決してたゞごとではないのである。もともと桓武天皇の宗教政策は、固来の民間呪術宗教的要素を排除せず政治と仏教との無媒介に融着した南都仏教を清算することに大眼目があった。寺院経済を抑制してそれが俗権化を防ぎ、みずからは一線を画した外護者として毅然とその王権を宣揚したのである。しかるに、いまは桓武は怨霊に対処して呪術的仏教に傾斜していく事態となる。そのことはやがて台密東密として確立する平安新仏教が、皇室中心の貴族的祈禱仏教として繁栄の道を歩みはじめる方向と対応することになるのであろう。

それはそれとして、いったい疫癘その他、単に朝廷内部に限らず社会的な異変を邪霊の祟りとするのは古代的認識の一般である。その邪霊は、いわゆる「カミ」に対する「モノ」として集団的表象であったといってもよいが、しかるにいま、特定の個人の怨霊に変貌し、それが社会化したのである。いうまでもなくそのことは個人と社会との分裂に対応する。いかえれば社会に対する個人の意識の成立に由来するのであるが、そのような個人は集団から臍の緒をきっぱりと断ち、峻烈に自立する近代的な意味での個人ではない。より具体的にいえば、律令体制の強化の方向に必然的に発生する氏族連帯性の解体という情況に誕生する不安と孤独の反省的個人ということになるが、なお律令制の貫徹がとりもなおさずみずから律令的身分秩序の崩壊をもたらすという自己矛盾のなかで、この孤独と不安はさら

に度合を強めていくことになる。この季節にこそ、在来の集团的表象であつた反体制的邪霊は、非運の政治的敗北者個人の幽魂に読みかえられ、それに時世批判の世論が託されることになる。平安の政治史がやがて北家藤原氏の独裁権力を確立して行く過程には、王権に依存し結託しようとする権勢家の分化、相互排擠が避けがたかつただけに、無限の大小怨霊を産出し、これに対処して行くほかなかったのだが、そうした平安の精神史の歩み起しをこの桓武朝に見ることができるのである。

桓武皇子安殿親王（平城天皇）は、その皇太子時代から早良親王の怨霊の虜であつた。長岡京を抛棄し平安京経営にふみきつた一因でもあるが、桓武のあとを継いで即位したかれが、觀察使設置、官司の統廃合その他緊縮政策を断行しながらも三年にして退位したのは、前記の早良親王や、即位の翌年反逆のかどで母吉子とともに毒死せしめられた異母兄伊予親王の怨念に抗しきれなかつたからであると推定される。皇位は皇太弟神野親王によつて受け継がれ、ここに出現する嵯峨朝廷は、藤原菓子子の策にのつた平城上皇の反攻と敗北によつて、かえつて王座を強化したことも知られるとおりである。その嵯峨から淳和・仁明とつづく三代四十年の相対的泰平の時代は、先帝の、怨霊との深酷な葛藤から大きな教訓を得た嵯峨の意識的な皇族の融和統一策の成功であつた。淳和・仁明へと王座のスムーズな授受はもとより、巨籍に下つた嵯峨皇子たちが、いかに淳和・仁明朝の台閣に大きく位置を占めたか、いわば藤原体制にさきだつ皇親政治の季節がそこには出現している。「世間之事 毎有^レ怪物 寄^ニ崇先靈 是甚無^レ謂也」という嵯峨の遺戒は、かれの深慮によつてミウチ的団結を遂げた皇親の家父長としての自信を一往ものがたるのもあろう。が、にもかかわらずこれは、同時に時代一般の怨霊への怖れを前提として読まれるべきでもあろう。この朝における伊予親王やその母吉子らの復号（^{弘仁十三年}三月）をはじめとして、以後、失脚敗残者に対する追福の例を枚挙することは省くが、それらは、単なる陰陽師密教僧らの卜占の結果への対応なのではなく、体制のはらむ矛盾への呪術的な対処なの

であつたといえよう。要するに時代社会に醸し出される批評的反省的な精神に比例して怨霊の存在は一般化社会化されていたのである。やがて下つて貞観五年（八六三）、大々的な官祭として御霊会が定められ、崇道天皇（早良）、伊予親王、藤原吉子、橘逸勢、文室宮田麻呂、藤原広嗣の六人がまつられるのは、その個人化した怨霊を鎮和して神格を附与し、体制に調和させる方法であつた。北野火靈天神と習合せしめられたかの菅原道真の怨霊が、摂関制の進展とともに、天満宮として藤原氏の手厚い奉祀の対象となり都人の信仰をあつめていく経過も、右の御霊の扱いと併せ考えると興味ふかい。が、右のような御霊会の制定まもなく、祭事にことよせ大衆の集合し走馬騎射に興じることを禁ずる法令が出されているということも見のがされないのである（貞観七年（八六五））。

三 文遊とその基盤

さて、以上のような怨霊談義に停滞したのは、桓武・平城兩朝の遺産を受け継ぐ嵯峨・淳和・仁明の三代における唐風文化の栄えを、ある面から立体的に照らしたすことにもなるからである。たとえば、嵯峨朝に前後する文事の場を見ると、内裏、諸院、諸離宮の頻繁な宴集のうち、圧倒的に多いのは神泉苑である。勅撰三集に収める詩作も、ここで成るものもつとも多い。南北四町東西二町のこの大園池の造営時期は明らかでないが、続日本後紀や日本紀略などによると、延暦十九年（八〇〇）七月の桓武天皇の行幸を初見とし、以後、桓武の二八度、平城の八度、そして嵯峨になると四〇度を越える。何ほどか狂躁的とさえ印象づけられるこの行幸は、諸院諸離宮の文事ともあわせ、宮廷の行事、風俗万般の唐化策の一環として、唐風の粧いを盛り立てようとする営為である。延暦・承和の二度の遣唐使はもとよりだが、絶えざる唐との交流によって、その姿勢は固成していった。しかしながら国史によると、そのよう

な文遊は、そこに必ず怨霊の祟りが附託され、これが鎮謝の作法の当然あいしきつたはずの疫病飢饉など、深刻な世情と隣り合わせに記録されてさえている。たとえば大同三年（八六三）——年頭からあいつぐ疫病の盛行とさまざまの異変が記録されるこの年、あたかもそのことに関知せざるもののごとく、平城天皇の神泉苑行幸が、四・五（二回）・七・八・九月と六度数えられる。またこれも大疫早で知られる弘仁三年（八三三）、嵯峨の神泉苑行幸は二（花宴のはじめ）・四・五・七（二回）・九月と、やはり六度を数えるという風に。けだし天皇の文遊は、しだいに矛盾と解体の度を深めてくる律令政治の暗黒面と逆に対応しているとさえいえる。平城朝の諸道觀察使として直接に地方行政を担当した高官たちは、必ずしも唐風に粧われる宮廷の奢侈に同じえなかったであろう。なかにも藤原園人や同緒嗣のごとき、嵯峨朝廷の重臣として政局に当面した謹直な実際政治家たちにとっては、賜祿が膨脹の一途にある節会行事の浪費を看過することができない。にもかかわらず、たとえば「経国治家莫善於文一 立身揚名莫尚於学二」（弘仁三年四月詔）というような、律令制国家の理念としては疑うべからざる公式正統の旗幟に対して抗いえず腕を拱くほかないのである。もちろんこの時期の国史や法典の編纂などは、律令官府による律令的理念貫徹の要請をより直接に遂行する事業であると考えてよいだろうが、文学についていえば、前記の「経国治家莫善於文一」とか、『経国集』の名称にも標榜される、いわゆる文章経国の正統的理念は、むしろ律令制の解体の動向に逆接的に対応しているという点で、切実な観念的紛飾であったことを見落とすべきではなからう。勅撰三集の詩人たちが、律令国家を中核的に運営する官僚群ではなく、明らかに卑官の職業的文人層を形成しつつあるということも複雑な意味をもっている。（ちなみに『懷風藻』の詩人たちが、奈良朝政治の中心から決して疎外されていなかったことも思い起こそう）かれらの拠りどころは、漢文学の現実政治における有効性よりも、律令制の理念からして公認された正統性の旗幟にすぎなくなりつつあるのではないか。

そうしたかれらの参加し寄生する華麗な行幸・宴集、遊覧の行事と当然むすびつけて考えられるのは、九世紀の反律令の大土地所有制の大きな一環である勅旨田の経営であるといえよう。それは結束する皇親の勢威の経済的保障であり、奢侈的な文遊の支盤であると考えられる。この皇室による私営田の拡大は、いわれているように本来の律令制原則からするならば律令税制体系に支えられてあるべき皇室財政が、律令制の衰弱とさしちがえて、というよりも、律令制の崩潰を促進するかたちで自立しようとする、その意味で反律令的な動きであるといわねばならない。にもかかわらず、律令制の貫徹運営という方法によってのみそれが経営される。この矛盾しつつ融着する二律性の論理は、そのまま漢詩文の温床である華艶な宮廷の文遊を下部から説明しうるそれでもあるだろう。勅旨田の経営が、例の延喜の莊園禁止令によってとどめをさされるということは、その九世紀固有の意味をきわだたせるが、そのことはまた漢詩文の運命に深くかかわっているのである。

四 藤原良房の位置

ところで、文章経国の理念は、文遊の指導者嵯峨天皇の詩才や個性と映発しながら勅撰三集の詩賦創作の拠りどころとなったが、その詩人たちのなかに藤原良房の名を見出すことができる。しかしながら、かれは単に詩文の才をもつて嵯峨の文遊を修飾したのではないことに注意しよう。薬子の乱(弘仁元年 八二〇)の年に創設された藏人所の頭に任ぜられ、嵯峨の信任を取りつけたかれは、前記の園人や緒嗣ら実的な律令官僚として尽悴した藤原氏の大官たちと姿勢をことにして、結束する皇親勢力に、これとミウチ関係を結ぶことによって食いこんで行った。その子良房からその